

パートタイマー等の社会保険の適用範囲が変わる!

社会保険の適用範囲が拡大

2022年10月から、一部のパート・アルバイトの方の社会保険加入が義務化されます。



- ※ 従業員数は、「フルタイムの従業員」と「週労働時間・月所定労働日数がフルタイムの4分の3以上の従業員」の合計（現在の厚生年金保険の適用対象者と同じ）によって判断します。
- ※ 従業員数をカウントし、直近12か月のうち6か月で基準を上回ると適用対象となります。
- ※ 支社・支店や店舗なども法人番号が同じ場合は合わせて考えます。

従業員の加入の進め方

(1) 加入対象者の把握

今回新しく社会保険に加入することになるのは、以下の4つの条件すべてに当てはまるパート・アルバイトの方です。まずは、誰が加入するのか把握するところから始めましょう。

- ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満※1
- ・月額賃金が8.8万円以上
- ・2か月を超える雇用の見込みがある
- ・学生ではない※2

※1 週の所定労働時間が40時間の企業の場合の計算です。

※2 卒業後も雇用する見込みがある場合、休学中の場合、夜間学生の場合は加入対象となります。

「適用対象になりたくないで勤務時間を減らしたい方」や、「これまでは扶養の範囲を気にして働いていたが、この機に労働時間を増やしたい方」など、考え方はそれぞれ違います。自社の状況が把握できた段階で、従業員の希望をどの程度受け入れるのかなど、会社の方針を明確にしておきましょう。

(2) 社内周知

(3) 従業員とのコミュニケーション

対象者の把握が完了したら、通知と説明です。通知は社内システムやメールなどで行い、説明については説明会の開催か個別面談のどちらかを検討しましょう。

説明の際は、以下のポイントを伝えるよう心がけてください。

- ・新たに社会保険の加入対象者となったことを伝える
- ・社会保険加入のメリット・デメリットを伝える
- ・今後の労働時間などについて話し合う
 - 本人が希望すれば、労働時間の延長や、正社員への転換を検討しましょう。
 - 「キャリアアップ助成金」を受け取れる場合もあります。
 - 逆に、労働時間の短縮を希望する場合、ほかの従業員の労働時間延長で対応するか、新たに人を雇う必要があります。

(4) 書類の作成・届出

従業員との調整が終わり、加入者が決まれば、最後に届出をしましょう。届書をパソコンで作成し、オンラインで申請するのがおすすめです。

社会保険の加入者が増えると、会社の保険料負担も増加するので注意しましょう。

パート・アルバイトの労働時間、労働内容の効率化なども、併せて検討しましょう。

出典:TKC事務所通信

ベイヒルズ社労士事務所では、労働・社会保険の手続きや助成金申請のほか、人事労務に関するお困りごとやご要望を、丁寧にお伺いし、親身になって解決策をご提案いたします。

どうぞお気軽にお問合せください。

ベイヒルズ社労士事務所 0120-676-372